

埼玉県自主防災組織等知事表彰要綱

(目的)

第1 自主防災活動に関し、特に優れていると認められる自主防災組織等に対して、知事表彰を行い、地域の自主防災活動に貢献する自主防災組織等をたたえることにより、他の模範となる取組を広め、県全体で自主防災組織の活動の充実強化を図り、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、自主防災組織等とは、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成した組織（災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）、又は、当該組織の連絡会や協議会等をいう（以下、「組織等」という。）。

(表彰の対象)

第3 表彰の対象は、次のいずれかに該当し、その功績が優秀であると認められる組織等とする。なお、(1)については、当該表彰及び国による表彰で受賞歴があるものは除く。

(1)地域の自主防災活動を通じて地域防災力の向上に貢献しているもの

(2)災害による被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧・復興、その他災害発生時の防災活動に貢献したもの

(被表彰組織等の推薦等)

第4 知事は、市町村長に対し、第3に掲げる組織等の推薦を依頼するものとする。

(被表彰組織等の決定)

第5 知事は、第4により推薦のあった組織等から被表彰組織等を決定する。決定に当たっては、別に審査会を設置し、当該審査会による審査を行うものとする。

(被表彰組織等の顕彰)

第6 表彰は、原則として、知事が行うとともに、県の広報媒体を通じて活動内容を広く紹介するものとする。

(表彰の方法)

第7 表彰式にて表彰状を授与する。

(施行細則)

第8 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。